

浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例の一部改正について

1 改正の要旨

優良産廃処理業者認定制度を推奨し、同制度の普及・促進を図るため、浜松市の優良認定を受けた処分業者(以下「優良認定業者」)に対する優遇措置として、静岡県外で発生した産業廃棄物(以下「県外産業廃棄物」)の処分を優良認定業者に委託する場合、浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例で義務付けている「県外産業廃棄物の搬入の事前協議(条例第 13 条)」を免除することとしました。

条例改正が優良認定取得を促すインセンティブの 1 つとなり、優良産廃処理業者の増加につながり、ひいては産業廃棄物の適正処理の推進を図ることを条例改正の目的としています。

2 改正例規

- ・ 条例名：浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例
- ・ 公布日：平成 30 年 3 月 23 日
- ・ 施行日：平成 30 年 4 月 1 日

3 改正内容

県外産業廃棄物の処分を優良認定業者に委託する場合、条例に規定する事前協議を不要とします。

平成 30 年 4 月 1 日以前に実施した事前協議については、当該事前協議に係る県外産業廃棄物の処分を優良認定業者に委託する場合、平成 30 年 4 月 1 日以後は、条例に規定する変更の協議、変更の届出(条例第 14 条)並びに搬入の状況の報告(条例第 16 条)は不要とします。

【問合せ先】

浜松市環境部産業廃棄物対策課 許可審査グループ

〒432-8023 浜松市中区鴨江三丁目 1-10

TEL : 053-453-6190 / FAX : 053-453-6001

E-mail : sanpai@city.hamamatsu.shizuoka.jp